

# 1月NEWS

## ① 税制情報

平成28年12月22日、平成29年度税制改正大綱が閣議決定されました。  
中心は、「配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し」「国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し」「研究開発税制の見直し」「所得拡大促進税制の見直し」です。  
その中で所得税の平成29年度税制改正の大綱の概要を記載致します。

### 【所得税】

#### ① 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

- ・所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限を150万円（合計所得85万円）に引上げ。控除額は逡減し、配偶者の給与収入金額約201万円（合計所得金額123万円）で消滅。

（※）控除額等については、所得税の場合のもの。

- ・納税者本人に所得制限を導入。給与収入金額1,120万円（合計所得金額900万円）で控除額が逡減を開始し、1,220万円（合計所得金額1,000万円）で消滅。

（注）上記の「給与収入金額」は、所得が給与所得のみである場合の金額。なお、今回の見直しによる個人住民税の減収額については、全額国費で補填。

【適用時期】平成30年分以後の所得税について適用。

#### ② 積立NISAの創設

- ・積立・分散投資に適した一定の投資信託に対して定期かつ継続的な方法で投資を行う「積立NISA」を創設（年間投資上限額40万円、非課税期間20年。現行のNISAとは選択適用）。

なお、記載内容は一部となりますので、詳細は、財務省ホームページの「平成29年度税制改正の大綱」を参照されて下さい。

## ②1月の主な税務

1月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認下さい。

提出期限等	内容
1月10日	12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
1月20日	納期の特例適用者の源泉所得税の納付（7月～12月徴収分）

1月31日	11月決算法人の確定申告
	2月、5月、8月、11月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
	5月決算法人の中間申告の半期分
	消費税の年税額が400万超の2月・5月・8月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万超の10・11月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）
	所得税の法定調書及び同合計表の提出 給与支払報告書の提出
	固定資産税の償却資産の申告

### ③スタッフの一言

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は、多くの方々にご支援を頂き、心より感謝申し上げます。

本年も充実した一年となるよう更なる努力をしておりますので、ご指導の程、宜しく  
お願い致します。皆様の益々の御多幸、御繁栄をお祈り申し上げます。

本年も何卒宜しくお願い申し上げます。

稲永